

1
2
3
4
5
6
7 第 4 次静岡県環境基本計画
8 (案)
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28

29 令和〇年〇月
30 静岡県
31
32
33

目 次 (案)

1		
2		
3	第1章 基本的事項.....	1
4	1 策定趣旨.....	1
5	2 計画期間.....	1
6	3 改定版第3次静岡県環境基本計画の成果と課題.....	1
7	(1) 指標の進捗状況.....	1
8	(2) 主な取組の成果と課題.....	2
9	4 第4次静岡県環境基本計画の位置づけ.....	2
10	第2章 環境・経済・社会の現状と課題.....	4
11	1 県勢の概要.....	4
12	(1) 位置、面積、地形等.....	4
13	(2) 人口.....	4
14	(3) 産業.....	4
15	2 本県の経済・社会の現状.....	5
16	(1) 人口減少・少子高齢化の進行.....	5
17	(2) 持続可能な開発目標（SDGs）の取組の本格化.....	5
18	(3) AI、IoT等の技術革新の進展.....	6
19	(4) 新型コロナウイルス感染症による影響と変化.....	7
20	3 私たちが直面している地球規模の環境の危機.....	8
21	(1) 地球温暖化、気候変動.....	8
22	(2) 資源循環.....	9
23	(3) 自然共生.....	10
24	4 県民の意識の変化.....	11
25	5 本県の環境の現状と課題.....	13
26	(1) 脱炭素社会.....	13
27	(2) 循環型社会.....	15
28	(3) 良好な生活環境の確保.....	16
29	(4) 自然共生社会.....	18
30	(5) 全てに共通する施策.....	19
31	第3章 目指すべき将来像.....	21
32	第4章 将来像を実現するための取組の方向.....	22
33	1 恵み豊かな地球環境の保全と経済、社会の調和のとれた発展.....	22
34	2 資源が循環する自立・分散型の地域を形成し、他地域と地域資源を補完しつつ、支え合う「地域	
35	循環共生圏」の創造.....	27
36	第5章 将来像を実現するための施策展開.....	31
37	1 脱炭素社会の構築 ～カーボンニュートラルの実現～.....	31
38	(1) 徹底した省エネルギー社会の実現.....	32
39	(2) エネルギーの地産地消に向けた再生可能エネルギー等の導入・利用促進.....	36

1	(3) 技術革新の推進.....	38
2	(4) 吸収源対策の推進.....	39
3	(5) 気候変動影響への適応.....	43
4	2 循環型社会の構築 ～資源循環と自然循環の促進～.....	46
5	(1) 3Rの推進.....	46
6	(2) 廃棄物適正処理の推進.....	48
7	(3) サーキュラーエコノミーに向けた基盤づくり.....	51
8	(4) 自然資源の循環.....	54
9	3 良好な生活環境の確保 ～安全・安心な暮らしを守る～.....	58
10	(1) 「命の水」と健全な水循環の確保.....	58
11	(2) 水質・大気等の環境保全.....	60
12	(3) 大規模開発等における適切な環境保全措置と安全の確保.....	63
13	4 自然共生社会の構築 ～人と自然との関係を見つめ直す～.....	65
14	(1) 生物多様性の確保.....	65
15	(2) 自然環境の保全.....	68
16	(3) 人と自然との共生.....	72
17	5 環境と調和した社会の基盤づくり ～全てに共通する施策～.....	74
18	(1) 環境と経済の好循環の創出.....	75
19	(2) 環境にやさしいライフスタイルの実践.....	77
20	(3) 環境保全の担い手育成.....	78
21	(4) 課題解決の基盤となる調査・研究の推進.....	81
22	第6章 計画の推進.....	83
23	1 各主体に求められる役割.....	83
24	2 計画の推進体制.....	84
25		
26		
27		
28		
29		

第1章 基本的事項

1 策定趣旨

静岡県環境基本計画は、静岡県環境基本条例第9条に基づき、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

改定版第3次静岡県環境基本計画は、東日本大震災を契機としたエネルギー供給の課題、大規模開発やPM2.5等の新たな大気汚染の顕在化などの社会情勢を踏まえ、本県の目指す環境及び社会の将来像を明らかにし、各種施策を計画的に推進してきました。

しかし、改定版第3次静岡県環境基本計画の策定以降、本県の環境施策を取り巻く状況は大きく変化しています。国際社会では、「持続可能な開発目標」(SDGs)の達成に向けた取組の本格化やESG市場の拡大など、持続可能性の追求に向けた流れが加速しています。国内では、首相により「2050年カーボンニュートラル宣言」がなされるなど、脱炭素社会の実現に向けて大きく舵が切られました。さらに、今般の新型コロナウイルス感染症により、私たちの暮らしに大きな影響が生じています。また、県内では、大規模開発と地域の自然環境や生活環境との調和などの生活環境を取り巻く諸課題が顕在化しています。

こうした社会情勢や環境課題の変化に適切に対応していくため、「第4次静岡県環境基本計画」を策定することとしました。

2 計画期間

2022(令和4)年度から2030(令和12)年度までの9年間とします。なお、環境を取り巻く状況の変化に迅速に対応するため、5年程度をめどに見直しを行います。

3 改定版第3次静岡県環境基本計画の成果と課題

改定版第3次静岡県環境基本計画は令和3年度までを計画期間とし、4つの分野ごとに取組を推進し、18項目の指標により進捗管理を行ってきました。

(1) 指標の進捗状況

(令和4年2月現在)

区 分	指標数(達成状況区分別)					計
	目標値以上	A	B	C	基準値以下	
I ライフスタイル・ビジネススタイルの変革			1	1		2
II 低炭素社会に向けた取組	1		1	1	1	4
III 循環型社会に向けた取組	1			2	2	5
IV 自然共生社会に向けた取組	3(1)			2	2(1)	7(2)
計	5(1)	0	2	6	5(1)	18(2)

※()は再掲指標の内数

1 評価区分の見方は、下表のとおり。

区分	達成状況区分の判断基準
目標値以上	「現状値」が「目標値」以上のもの
A	「現状値」が「期待値」の推移の+30%超え～「目標値」未満のもの
B	「現状値」が「期待値」の推移の±30%の範囲内のもの
C	「現状値」が「期待値」の推移の-30%未満～「基準値」超えのもの
基準値以下	「現状値」が「基準値」以下のもの
—	統計値等発表前、当該年度に調査なし等

2

3 (2) 主な取組の成果と課題

4 4つの分野ごとの主な取組の成果と課題は下表のとおりです。順調に進捗している分
5 野がある一方で、より一層の取組強化が必要な分野もあり、社会情勢の変化を踏まえ、
6 新たな視点を取り入れた取組を推進する必要があります。

分野	主な成果と課題	
I	成果	日頃から環境保全活動を実践している県民の割合は近年8割台を維持し、エコアクション21認証事業者数は全国1位（令和2年度末）となっています。
	課題	若い世代に対する意識啓発、環境教育に取り組む必要があります。
II	成果	県内の温室効果ガスの排出量は順調に減少しています。
	課題	脱炭素社会の実現に向けては、県民や企業・団体等と連携し、今後、より一層、取組を推進していく必要があります。
III	成果	本県の一般廃棄物排出量（1人1日当たり）は横ばいで推移しているものの、全国平均よりも少ない排出量を維持しています。
	課題	プラスチックごみの発生抑制と海洋流出防止に県民・市町・事業者等と連携して取り組む必要があります。
IV	成果	自然とのふれあいを進めている県民が増えており、企業による森づくりへの参加も広がっています。
	課題	生物多様性に対する認知度の向上を図るため、より一層の普及啓発が必要です。

7

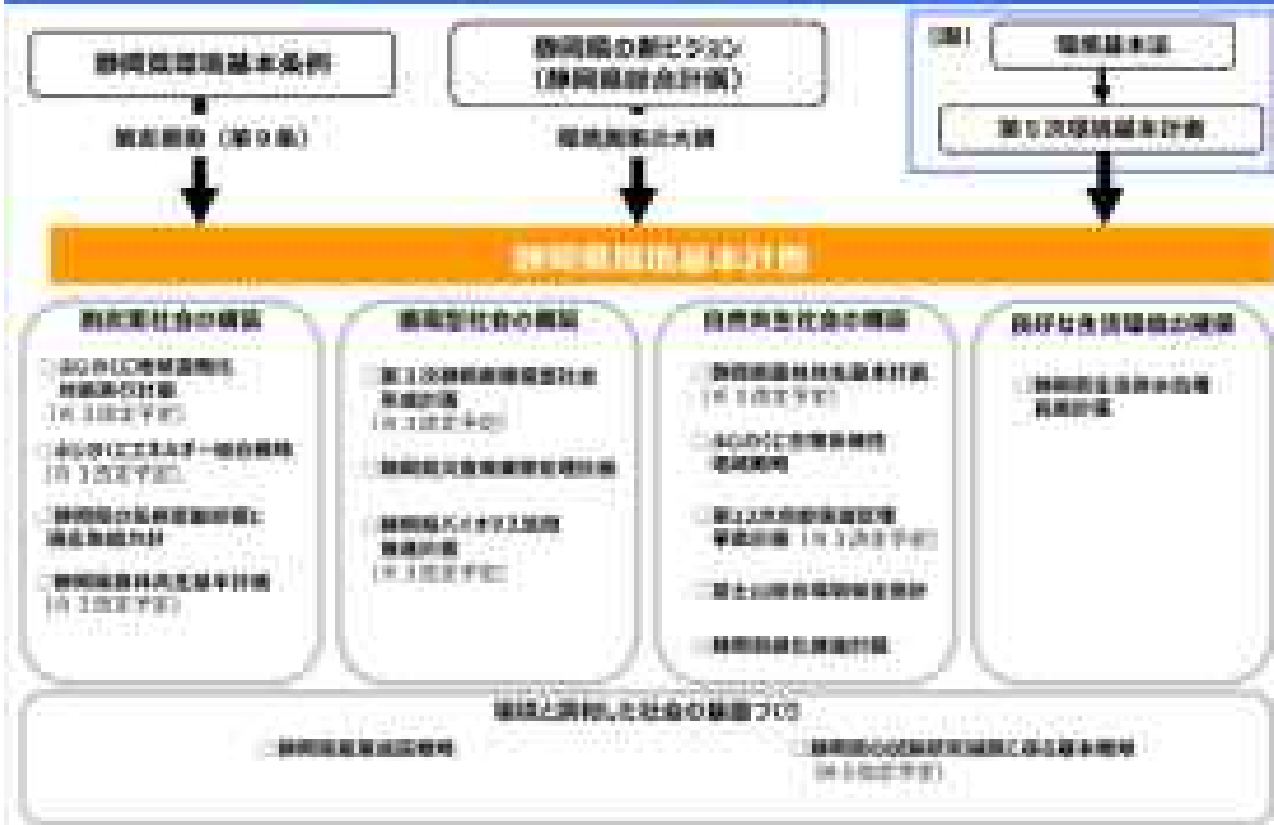
8 4 第4次静岡県環境基本計画の位置づけ

9 静岡県環境基本計画は、静岡県環境基本条例第9条の規定に基づき策定するものであ
10 り、静岡県総合計画を環境の面から補完する環境部門の大綱として位置づけられます。
11 地球温暖化対策地方公共団体実行計画や循環型社会形成計画等の環境に関する個別計画
12 は、本計画の考え方を尊重して策定、推進されます。

13 なお、本計画は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（平成15年
14 法律第130号）第8条に規定する本県の行動計画を包含しています。

15

静岡県環境基本計画の位置づけと関連計画



1

2

第2章 環境・経済・社会の現状と課題

1 県勢の概要

(1) 位置、面積、地形等

本県は、我が国のほぼ中央に位置し、東西 155km、南北 118km、総面積 7,780 km²で、全国土面積の約 2% を占め、全国で 13 番目の広さです。

県土の南側は変化に富んだ海岸線で黒潮の流れる太平洋に面し、北側には世界文化遺産である富士山やユネスコエコパークに登録された南アルプスを擁しています。

また東側には 2018 (平成 30) 年にユネスコグローバルジオパークに認定された伊豆半島、西側には遠州灘につながる汽水湖など、複雑な地質と変化に富んだ地形を有し、優れた自然景観と豊富な動植物相を誇っています。

加えて、温暖な気候と豊富な降水量にも恵まれ、緑豊かな森林で涵養された豊かな水は、狩野川、富士川、安倍川、大井川、天竜川などの河川となって太平洋に注いでいます。

(2) 人口

本県人口は約 361 万人 (2021 (令和 3) 年 10 月時点) で、全国人口の約 3% を占めています。2007 (平成 19 年) 年をピークに減少を続け、2007 年と比べ、約 19 万人減少しています。また、2021 (令和 3) 年 4 月時点で、65 歳以上の人口の割合は 29.9%、75 歳以上の人口の割合は 15.4% となり、過去最高を記録し、高齢化が進んでいます。

(3) 産業

本県の県内総生産 (2020 (令和 2) 年度名目、以下総生産について同様) は、15 兆 7,134 億円となっています。県内総生産のうち、約 40% を製造業が占めており、2019 (令和元) 年の製造品出荷額等は全国の 5.3% を占め、全国第 3 位に位置するなど、全国有数の“ものづくり県”です。

ア 農業

本県の農業産出額は、2019 (令和元) 年に 1,979 億円で全国第 17 位となっています。主要な農産物の全国シェアは、茶 (生葉と荒茶の計) が全国の 30.5%、みかんが全国の 12.0% となっています。

イ 林業

本県の林業産出額は、長期的に減少していましたが、2014 (平成 26) 年以降は増加傾向で推移しており、2019 (令和元) 年は、118 億円で全国第 10 位となっています。質の高いスギ・ヒノキの丸太や木材製品、しいたけなどを産出しています。

ウ 水産業

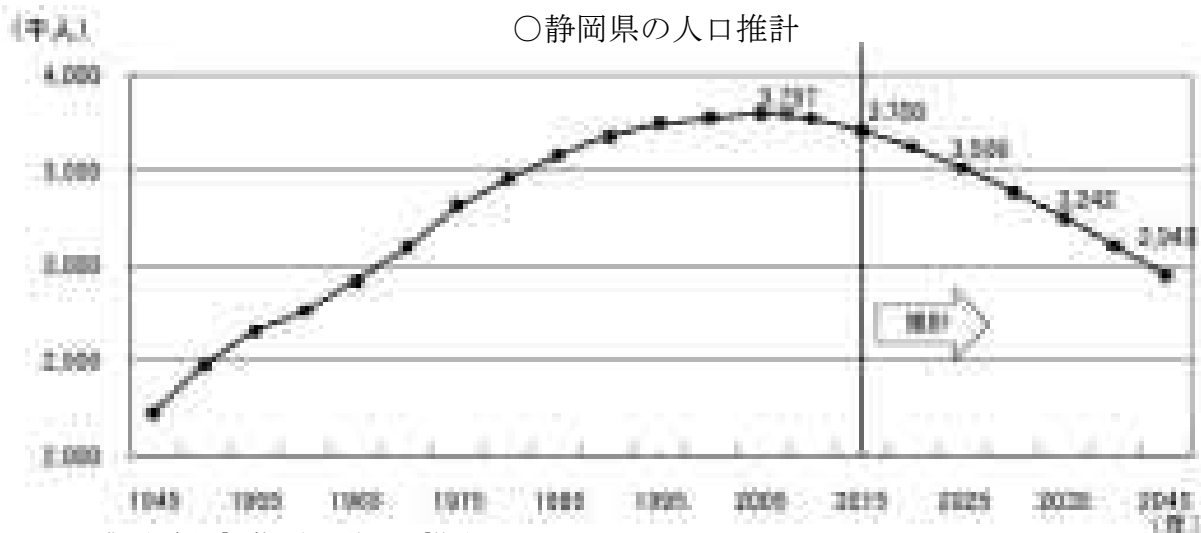
本県の漁業生産量は、1987年の37万トン进行ピークに、近年は20万トン前後で横ばい傾向でしたが、2019（令和元）年は微減し17.9万トンでした。また、漁業産出額は長期的に減少傾向にあり、2019（令和元）年は491億円で全国第7位となっています。

2 本県の経済・社会の現状

（1）人口減少・少子高齢化の進行

日本の総人口が2008（平成18）年の1億2,808万人をピークとして減少に転じた中、本県では、その前年の2007（平成19）年12月の379万7千人をピークに人口減少局面に突入し、2045（令和27）年には294万人になると推計されています。人口減少社会においては、単に人口規模が縮小してだけでなく、人口構造も大きく変化していきます。低出生率が続き、少子化が進行する中で、平均寿命の伸長もあいまって一層急速に高齢化が進行していく見込みです。

少子化による人口減少は、その過程で同時に進行する高齢化により、総人口の減少を上回る生産年齢人口の減少が生じます。その結果、総人口の減少以上に経済規模を縮小させ、地域経済の活力を低下させるとともに、これを要因とする更なる人口減少が引き起こされることが懸念されます。また、地域コミュニティの希薄化や農林業の担い手の減少により、荒廃農地の増加や管理の行き届かない森林の増加につながり、森林や農山漁村が有する生物多様性や森林の多面的機能の損失など、地域全体に深刻な影響を与えることが懸念されます。



出典：総務省「国勢調査」、静岡県「推計人口」、
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2018年3月推計）」

（2）持続可能な開発目標（SDGs）の取組の本格化

2015（平成27）年9月の国連総会においてSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。SDGsは、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、17の

1 目標と 169 のターゲットを設定し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・
2 社会・環境をめぐる広範な課題について、統合的に取り組むことを掲げています。

3 SDGs の達成に向けては、国のみならず、地方自治体、企業、NPO 等でも様々
4 な取組が進められています。地方自治体では、SDGs 未来都市をはじめとして、S
5 DGs を原動力とした地方創生の流れが急速に広まっています。また企業では、これ
6 までの事業活動が社会へ与える影響に責任を持つとする考え方（CSR）から、S
7 DGs を本業として取り組むことで社会課題の解決と企業の利益を同時実現する共有
8 価値の創造（CSV¹）への転換や、投融資に当たり、環境（Environment）、社会（Social）、
9 企業統治（Governance）の側面を重視する ESG 金融²が急速に拡大しています。

10 ○ ESG 市場の現状



11 出典：環境省中央環境審議会総合政策部会（第100回）資料
12 「金融を通じたグリーンな経済システムの構築に係る取組について」
13

14 (3) AI、IoT等の技術革新の進展

15 情報通信技術の発達などにより、AI、IoT³などの技術革新が急激に進展し、生
16 活の利便性を高めるイノベーションが急速に進みつつあります。特にガソリン車やデ
17 ーゼル車といった内燃機関車からモーターを原動力とする電気自動車（EV）への
18 世界的なシフトをはじめ、技術革新は産業構造の転換をもたらすことが想定されます。

19 また、環境産業の国内の市場規模は、2018（平成30）年に約105兆円と過去最大を
20 記録し、2000（平成12）年の約58兆円から約1.8倍となっています。分野別では、
21 地球温暖化対策が大きく増加し、環境産業の市場規模は、2050年にかけて拡大傾向を
22 続けると見込まれています。本県においても、技術革新を積極的に取り入れ、CNF⁴
23 等の新素材の活用や次世代自動車、ロボット、環境、新エネルギーなど今後成長が見
24 込まれる環境関連分野の新産業の創出に積極的に取り組み、環境と経済の好循環を実
25 現していく必要があります。

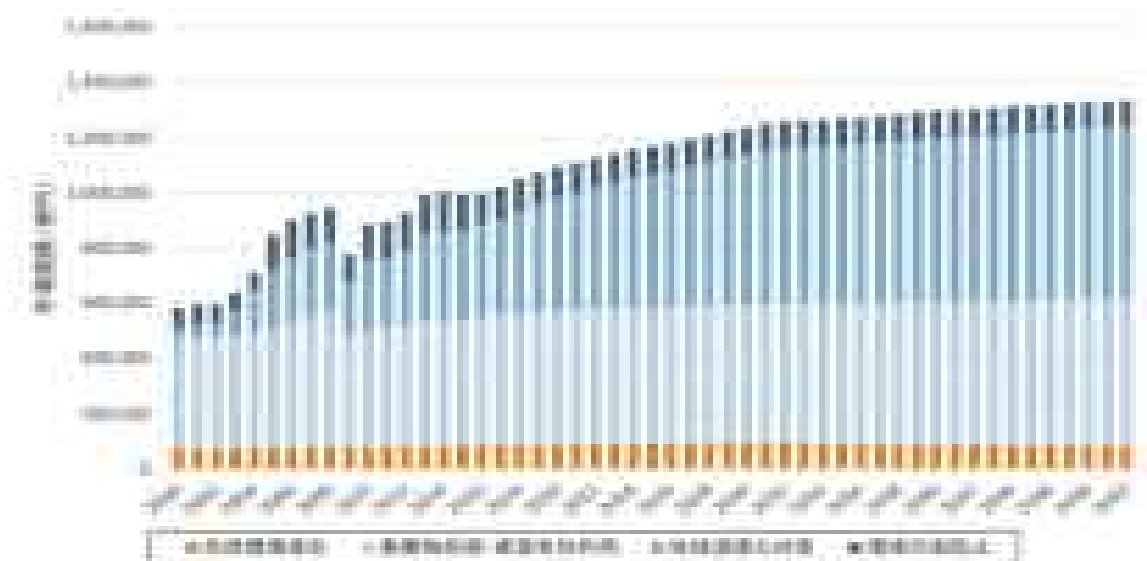
¹Creating Shared Value の略。本業として社会問題の解決に取り組むこと。

²企業分析・評価を行ううえで長期的な視点を重視し、環境、社会、ガバナンス情報を考慮した投融資行動を求める取組

³「Internet of Things」（モノのインターネット）の略で、あらゆる「モノ」がインターネットに接続することにより、制御できたり、情報が取得できたりする仕組み

⁴鋼鉄の5分の1の軽さで5倍の強度等の特性を有する植物由来の素材

○環境産業市場規模の将来推計



出典：環境省「令和元年度環境産業の市場規模・雇用規模等に関する報告書」

(4) 新型コロナウイルス感染症による影響と変化

2019（令和元）年末に中国で発生した新型コロナウイルス感染症は、世界的な大流行を引き起こし、世界のほぼ全ての地域の社会経済活動に甚大な影響を及ぼしています。本県においても、外出自粛や休業要請等に伴う消費の低迷をはじめとして、地域経済に幅広く影響が現れており、影響の長期化による景気の低迷が懸念されています。

環境面においては、使い捨てマスク等のプラスチック製品や感染性廃棄物の増加に加え、社会経済活動の停滞により、エネルギー消費量の減少に伴う二酸化炭素排出量の一時的な減少などの影響が見込まれています。また、今後、感染収束後の反動による二酸化炭素排出量の大幅な増加なども懸念されています。

一方、世界では欧州を中心に新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ経済を立て直すため、持続可能な経済復興（グリーンリカバリー）の重要性が指摘されており、経済復興に向けた資金を再生可能エネルギーの導入拡大など環境保全の取組に振り向け、環境保全と経済復興を両立させることが求められています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、人々の生活や働き方に変化が表れています。テレワークの普及やICTの活用などの「新しい生活様式」が定着しつつある中、地方移住への関心も高まっており⁵、美しく豊かな自然環境や温暖な気候、大都市との近接性などの本県の強みを活かし、移住・定住の促進を図っていくことが重要です。こうした新しい生活様式への対応をはじめ、「アフターコロナ」を見据えた対策は、環境施策を推進する上で重要な課題です。

⁵ 内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」（令和2年6月21日）：地方移住への関心に関する設問で、「関心が高くなった」「関心がやや高くなった」と回答した割合は、東京都23区の居住者が35.4%と最も高い結果となった。

3 私たちが直面している地球規模の環境の危機

(1) 地球温暖化、気候変動

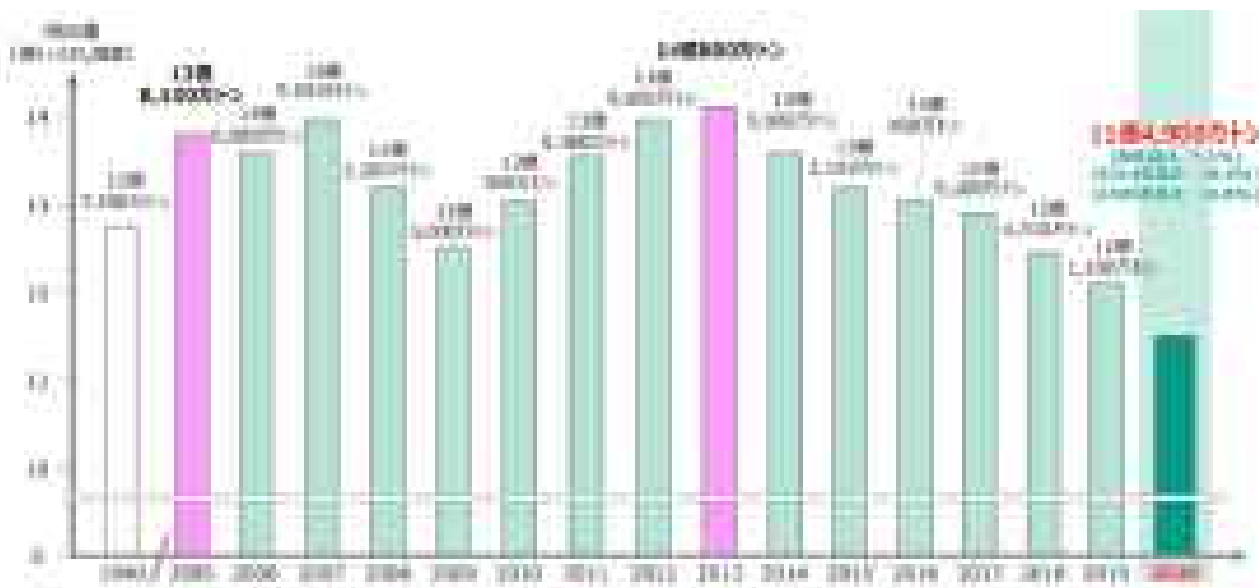
近年、世界各地で強い台風や集中豪雨、干ばつや熱波などの異常気象による災害が頻発しています。また、日本においても、豪雨災害や農作物の品質低下、熱中症の搬送者数の増加など気候変動の影響が発生しています。特に、2018（平成30）年の夏は、「平成30年7月豪雨」や全国各地で観測史上最高気温を更新した猛暑に見舞われました。これらは、多くの犠牲者をもたらし、また日常生活、社会活動、経済活動に多大な被害を与えました。こうした異常気象について、世界気象機関（WMO）は要因の一つとして、温室効果ガスの増加による長期的な地球温暖化の傾向と関連があると分析しており、地球温暖化が進行すると、極めて深刻で地球規模にわたる不可逆的な影響をもたらすおそれがあると言われていています。こうした地球規模の危機を背景に、2015（平成27）年12月、気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、温室効果ガス排出削減の長期目標として、気温上昇を産業革命以前と比べて2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を継続すること、今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロとすること（排出量と吸収量を均衡させる）などが盛り込まれました。

その後、2018（平成30）年10月に公表されたIPCC⁶の「1.5℃特別報告書」では、世界の平均気温が2017（平成29）年時点で工業化以前と比較して約1℃上昇し、現在の割合で増加し続けると、2030年から2052年までの間に気温上昇が1.5℃に達する可能性が高いこと、現在と1.5℃上昇との間、及び1.5℃と2℃上昇との間には、生じる影響に有意な差があること、気温上昇を1.5℃に抑えるためには、2050年前後に世界全体の二酸化炭素排出量が正味ゼロになっている必要があることが示されました。

そうした中、国は2016（平成28）年5月に閣議決定した「地球温暖化対策計画」において、温室効果ガスの総排出量を2030（令和12）年に2013（平成25）年度比で26%削減、2050年までに80%削減する目標を掲げました。加えて、2020（令和2）年10月には、菅内閣総理大臣が所信表明演説において、「我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」と宣言し、脱炭素社会の実現に向け、大きな転換点となりました。さらに、2021（令和3）年10月に閣議決定した新たな「地球温暖化対策計画」において、2030（令和12）年度の温室効果ガスの削減目標について、2013年度比で46%削減することとし、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくことが明記されました。

⁶ 気候変動に関する政府間パネル

1 ○日本の温室効果ガス排出量の推移



出典：環境省「2020年度（令和2年度）の温室効果ガス排出量（速報値）について」

2 (2) 資源循環

3
4
5 2050年の世界の人口は97億人に達し、途上国・新興国などの経済成長が加速する
6 中、それに伴う資源・エネルギー・食料需要の増大、廃棄物の増加など環境問題の深
7 刻化が予測されており、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の線形経済⁷モデルは
8 転換を迫られています。こうした中、SDGsや市民・社会の環境配慮要請の高まり
9 などを背景に、資源循環と経済成長を同時に達成する循環経済（サーキュラーエコノ
10 ミー⁸）への転換を図ることの重要性が高まっています。

11 プラスチックについては、これまで、我々の生活に多くの利便性をもたらし、食品
12 ロスの削減やエネルギー効率の改善等、多くの課題解決に貢献してきました。しかし、
13 不適正な処理のため、世界全体で年間数百万トンを超える陸上から海洋へのプラスチ
14 ックごみの流出があると推計され、BAU⁹シナリオでは、2050年までに魚の重量を上
15 回るプラスチックが海洋環境に流出することが予測されるなど、地球規模での環境汚
16 染が懸念されています。そのような中、2019（令和元）年6月に大阪で開催されたG
17 20では、海洋プラスチックごみ対策が主要議題に取り上げられ、2050年までに海洋プ
18 ラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシ
19 ャン・ビジョン」の共有、「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」の支持が表明
20 されました。また、2017（平成29）年7月の中国政府の廃プラスチックの輸入規制の
21 発表に始まり、東南アジア諸国でも輸入規制の動きが拡大したため、国内の廃プラス
22 チックごみが滞留し、処理が逼迫しています。

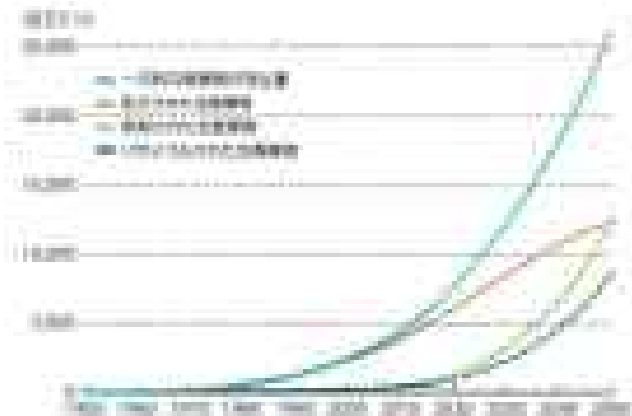
⁷ 線形経済とは、調達、生産、消費、廃棄といった流れが一方向である経済システムを指し、使い捨てを基本とする大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながるものである。

⁸ 大量生産・大量消費・大量廃棄から脱却するため、限りある資源を循環利用するとともに、資源循環と経済成長を両立する循環経済の考え方。

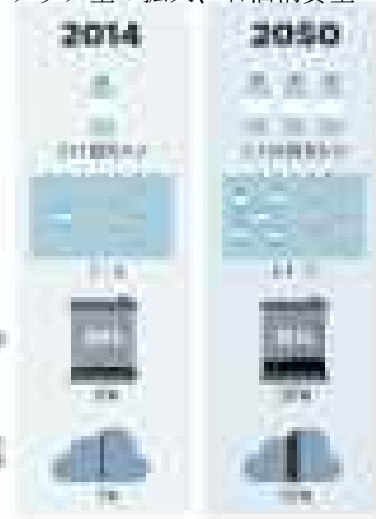
⁹ Business as usual の頭文字をとったもので、何も対策を取らない状況のこと。

○BAUシナリオにおける
プラスチック量の拡大、石油消費量

○プラスチック廃棄物発生量の推計



出典：環境省「令和2年版環境白書」



出典：環境省「令和2年版環境白書」

(3) 自然共生

地球上には様々な自然の中に、それぞれの環境に適応して進化した多様な生き物が存在し、相互につながり、支えあって生きています。私たちが利用する食べ物、木材、繊維、医薬品なども様々な生物を利用することによって成り立っていると同時に、豊かな文化の根源にもなっています。加えて、豊かな森林は、山地の災害の防止や土壌の流出の防止、安全な飲み水の確保にもつながっています。このように、私たちの生活はこうした生物多様性がもたらす恵み（生態系サービス）の上に成り立っています。

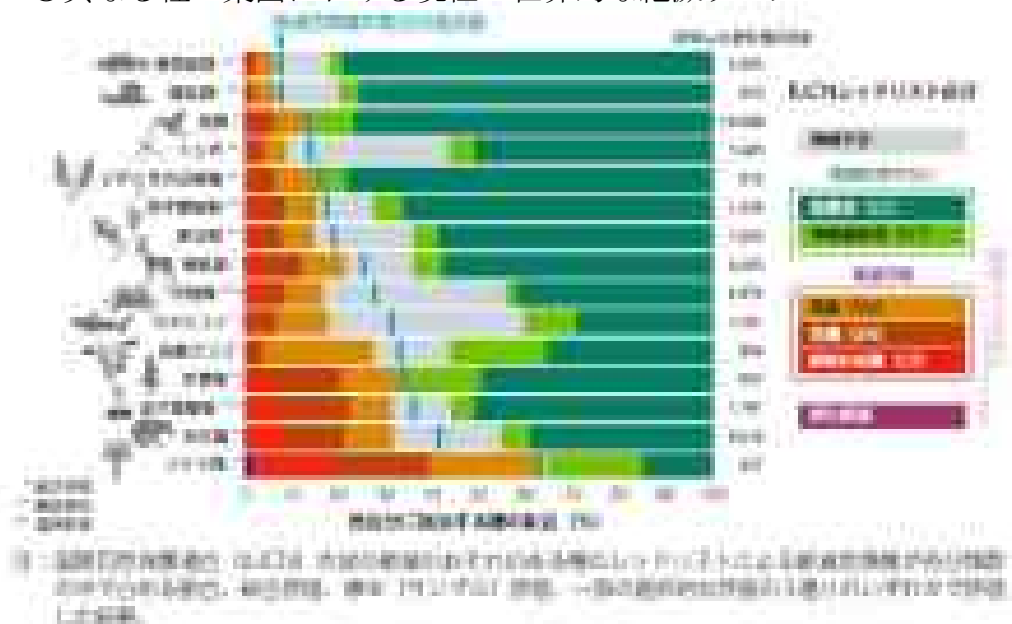
こうした中、2019（令和元）年に公表されたIPBES¹⁰の「生物多様性・生態系サービスに関する地球規模アセスメント報告書」では、生態系サービスは世界的に劣化しており、自然の変化を引き起こす直接的要因・間接的要因は、過去50年の間に加速していると示されました。

先進国をはじめとした大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会システムが世界の生物多様性に影響を与えている一方で、我が国では、自然に対する働き掛けの縮小による生物多様性の危機も深刻な問題になっています。地域の里地里山は長い間、経済活動をはじめとした人の営みによって適切に維持されてきました。しかし中山間地域の過疎化や農林業の担い手の減少・高齢化による荒廃農地の増加や狩猟者の減少などが一因となり、ニホンジカやイノシシなどによる深刻な農林業被害や生態系への影響が発生しています。こうした中、2021（令和3）年8月には、新たな世界目標である「ポスト2020生物多様性枠組」を見据え、保護地域の拡充やOECM¹¹認定などを通じて、2030年までに、陸域・海域のそれぞれ30%以上を自然環境エリアとして保全する「30by30ロードマップ」の検討が始まるなど、新たな動きも見られています。

¹⁰生物多様性・生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム

¹¹ Other Effective area-based Conservation Measures の略 保護地域以外で「生物多様性保全」に貢献する場所

○異なる種の集団における現在の世界的な絶滅リスク

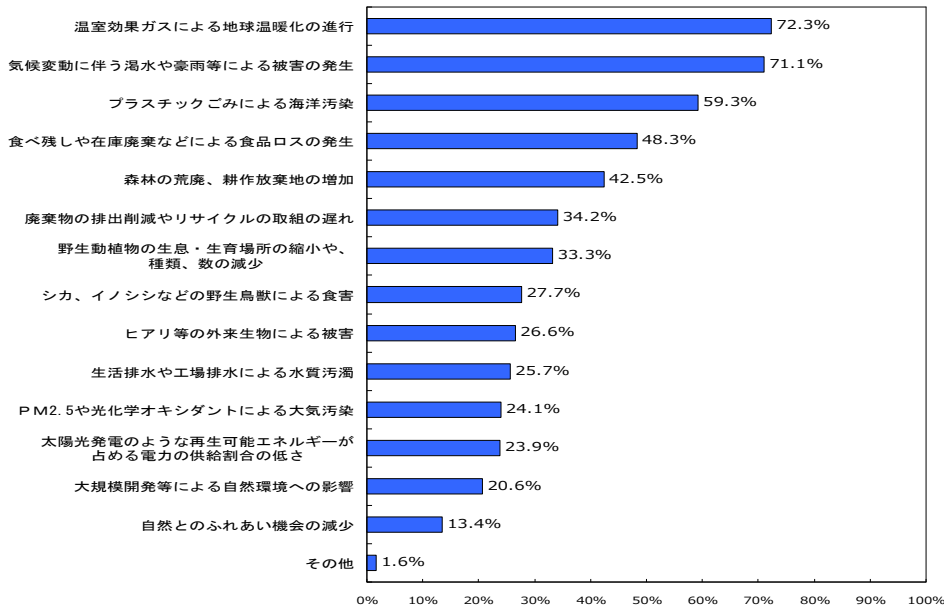


出典：環境省「令和2年版環境白書」

4 県民の意識の変化

2020（令和2）年9月に実施した県政インターネットモニターアンケートでは、「あなたが現在、環境について特に重要だと考える問題は何ですか。（複数回答可）」という設問に対し、「温室効果ガスによる地球温暖化の進行」が72.3%、「気候変動に伴う渇水や豪雨等による被害の発生」が71.1%、「プラスチックごみによる海洋汚染」が59.3%となりました。2009（平成21）年度に実施した県政世論調査では、「廃棄物の大量発生や不法投棄」（69.3%）、「家庭からの排水などによる川や海の水質汚濁」（35.9%）などが上位を占めていましたが、今回の結果から、地球温暖化、気候変動、海洋汚染等、地球規模の課題への関心の高まりがうかがえます。また、同インターネットモニターアンケートでは、「10年前と比べると、あなたの環境に対する意識と行動はどのように変わりましたか。」という設問に対し、全体の約8割の方に環境意識の芽生えや向上が見られ、着実に県民の意識が向上していることがうかがえます。

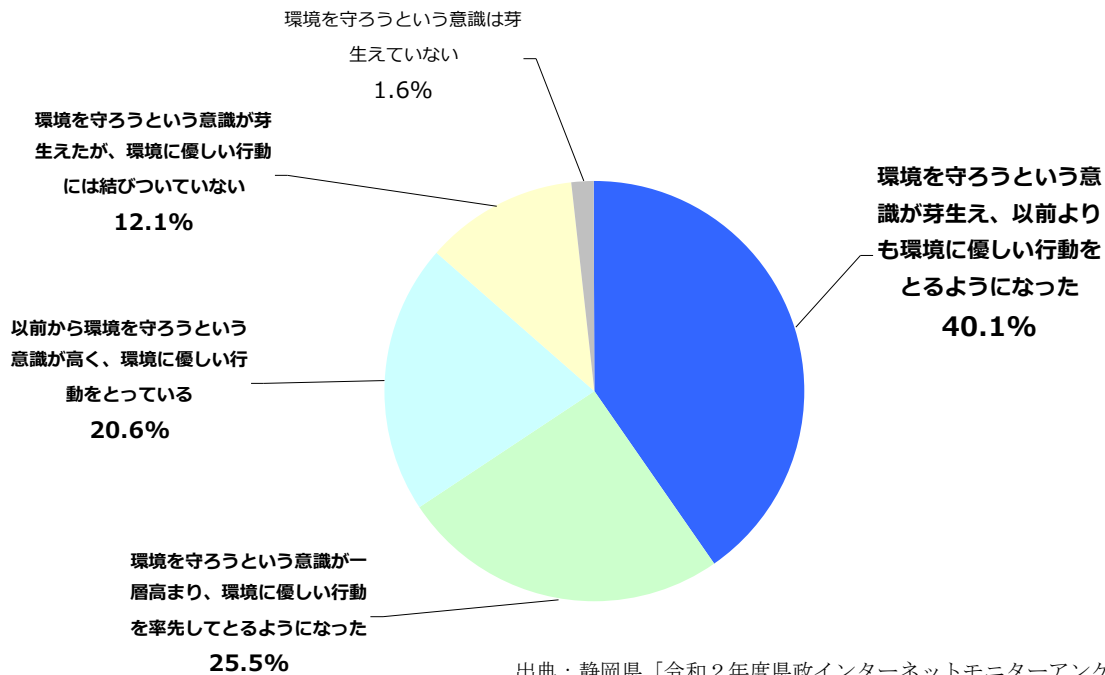
○あなたが現在、環境について特に重要だと考える問題は何ですか。(複数回答可)



出典：静岡県「令和2年度県政インターネットモニターアンケート」

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11

○10年前と比べると、あなたの環境に対する意識と行動はどのように変わりましたか。



出典：静岡県「令和2年度県政インターネットモニターアンケート」

5 本県の環境の現状と課題

(1) 脱炭素社会

2020（令和2）年10月の菅内閣総理大臣による2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえ、2021（令和3）年2月、知事が国と歩調を合わせ、2050年までに温室効果ガスの排出量を吸収量と均衡させて実質ゼロとする脱炭素社会の実現を目指すことを表明しました。

本県では、2015（平成27）年に策定した「改定版ふじのくに地球温暖化対策実行計画」（2020（令和2）年一部改定）において、2021（令和3）年度の温室効果ガス排出量を2005（平成17）年度比で21%削減する目標を設定し、温室効果ガスの排出削減の取組を計画的に進めてきました。

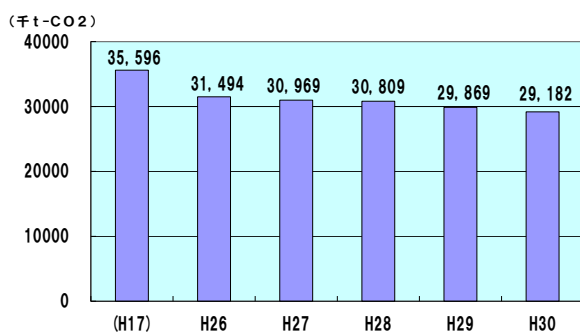
2018（平成30）年度における県内の温室効果ガスの排出量は29,182千t-CO₂で、基準年度である2005（平成17）年度に比べ、18.2%の減少となっています。温室効果ガスの排出量の9割以上を占める二酸化炭素排出量は約18.6%減少しています。一方で、冷蔵・空調機器の冷媒等として用いる代替フロン類の増加により、その他ガスは40.0%増加しています。

また、本県では、2017（平成29）年に策定した「ふじのくにエネルギー総合戦略」に基づき、「創エネ」、「省エネ」、「経済活性化」の3つの視点でエネルギーに関する施策を展開してきました。2019（令和元）年度における新エネルギー等の導入量は、121.0万k_l（原油換算）となっており、2014（平成26）年度の80.5万k_lから着実に増加しています。

森林は、二酸化炭素の吸収源、水源の涵養、木材生産など多面的な機能を有しています。こうした森林の多面的機能の向上を図るため、県では毎年、10,000ha以上の森林整備（植栽、下刈、間伐等）と森林資源の循環利用を計画的に促進しています。

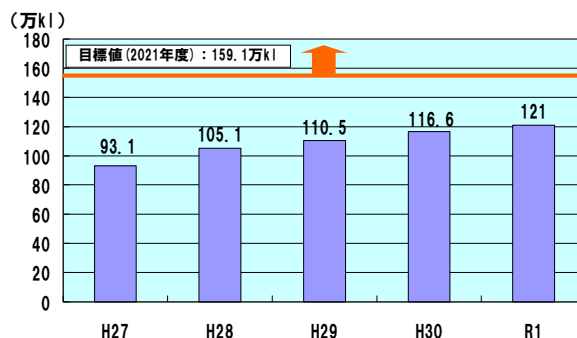
2019（令和元）年度における日本の二酸化炭素排出量のうち運輸部門からの排出量は18.6%を占め、自動車産業においては、カーボンニュートラルの実現に向けて、国が2035年までに軽自動車を含む乗用車の新車販売の全てを電動車とする目標を掲げており、産業構造やビジネスモデルの大きな変化への対応が求められています。

○本県の温室効果ガス排出状況の推移



出典：静岡県「温室効果ガス排出量算定調査」

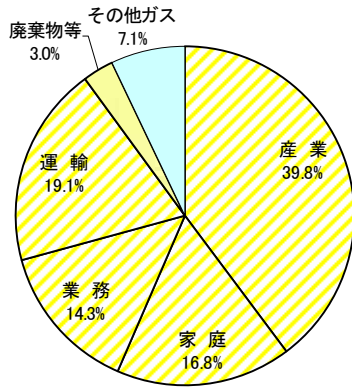
○本県の新エネルギー等の導入量（原油換算）



出典：静岡県「令和3年版環境白書」

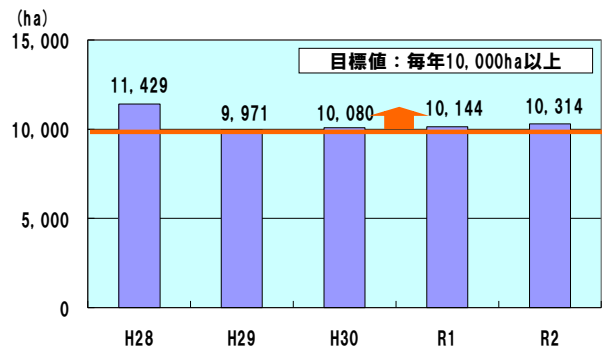
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30

○温室効果ガスの部門別の構成（H30 速報値）



出典：静岡県「温室効果ガス排出量算定調査」

○森林の多面的機能を
持続的に発揮させる森林整備面積



出典：静岡県「令和3年版環境白書」

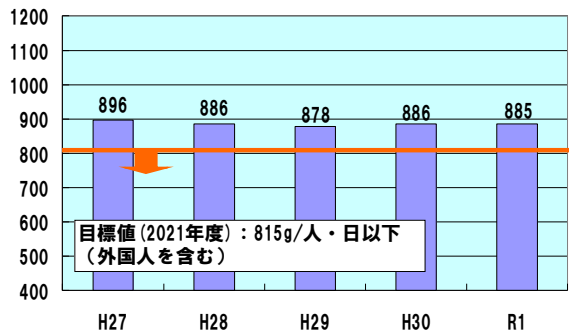
<今後の課題>

- ・長期的な目標である脱炭素社会の実現には、産業構造や県民のライフスタイルの大きな変革を伴う程の化石燃料消費量の大幅な削減が必要であり、県民や企業・団体等と連携し、取組を推進していく必要があります。
- ・再生可能エネルギーの導入拡大を図るとともに、エネルギーの地産地消と地域企業によるエネルギー関連産業への参入を促進し、地域経済の着実な成長につなげるとともに、地震をはじめとする大規模災害に備え、レジリエンスの強化につなげていく必要があります。
- ・二酸化炭素の吸収機能や水源涵養機能など森林の持つ公益的な機能を持続的に発揮させていくため、森林の若返りを図る主伐とその後の再生林や間伐などの森林整備を適切に実施していく必要があります。
- ・森林資源の循環利用を進めるため、県産材の安定供給や利用拡大、林地残材等の未利用資源の利用などに取り組む必要があります。

1 (2) 循環型社会

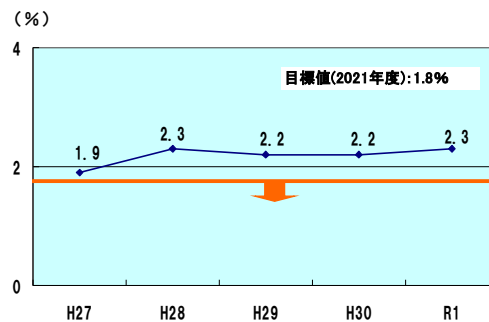
2 本県では、2016（平成 28）年に策定した「第 3 次静岡県循環型社会形成計画」に基づき、循環型社会の実現に向け、3 R の推進、廃棄物適正処理の推進等に計画的に取り組んできました。本県の一般廃棄物排出量（1 人 1 日当たり）は、2003（平成 15）年度以降、減少傾向を維持してきましたが、近年は減少割合が鈍化し、2019（令和元）年度は 885 g / 人・日となっています。また、産業廃棄物最終処分率については、2019（令和元）年度は 2.3% となっており、近年は横ばい傾向が続いています。

9 ○一般廃棄物排出量（1 人 1 日当たり）
(g / 人・日)



10 出典：静岡県「令和 3 年版環境白書」

○産業廃棄物最終処分率



11 出典：静岡県「令和 3 年版環境白書」

12 <今後の課題>

- 13 ・資源循環と経済成長を同時に達成するサーキュラーエコノミーの形成に向けた取組を促進する必要があります。
- 14 ・一般廃棄物排出量の削減が頭打ちとなっており、継続的な削減に取り組む必要があります。
- 15 ・海洋プラスチックごみの削減に向け、プラスチックごみの発生抑制と海洋流出防止に県民・市町・事業者等と連携して取り組む必要があります。
- 16 ・アフターコロナにおける生活様式の変化に伴うごみの量や組成の変化を的確に把握し、対応する必要があります。
- 17 ・人口減少による非効率なごみ処理施設運営等の課題に対応するため、市町との連携のもと、ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画を策定し、ごみ処理の広域化等を推進する必要があります。
- 18 ・不法投棄の小規模ゲリラ化が進み、廃棄物混じりの残土の土地造成等への使用など、不適正処理を見抜くことが難しくなっており、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理の未然防止を徹底する必要があります。
- 19 ・食品ロス削減推進法の施行（令和元年 10 月）に伴い、食品ロス削減推進計画を策定し、市町と連携して、家庭や事業所から排出される食品ロスの更なる削減を目指して取り組む必要があります。
- 20 ・地震、大型台風、局地的豪雨などの大規模災害時に発生する災害廃棄物の迅速な処理のため、平時から市町の対応力の向上を図るとともに、広域処理体制を構築

1 していく必要があります。

- 2 ・産業廃棄物の適正処理を確保するため、排出事業者の処理責任の徹底や処理業者
3 への指導強化を図るとともに、優良事業者の育成を図る必要があります。

6 (3) 良好な生活環境の確保

7 大気環境については、県内に設置されている一般環境大気測定局 57 局、自動車排出
8 ガス測定局 10 局の合計 67 測定局で常時監視を実施しています。2020（令和 2）年度
9 の二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質の環境
10 基準の達成率は 100%でしたが、光化学オキシダントについては、依然としてすべて
11 の測定局で環境基準を未達成となっています。

12 水環境については、公共用水域の水質汚濁に係る環境基準の健康項目 27 項目、生活
13 環境項目 12 項目について常時監視を実施しています。健康項目については、135 地点
14 で測定した結果、全測定地点で環境基準を達成しています（令和 2 年度）。生活環境項
15 目については、120 地点（河川 64 地点、湖沼 2 地点、海域 54 地点）で測定した結果、
16 生活環境項目の代表的指標である生物化学的酸素要求量（BOD）及び化学的酸素要
17 求量（COD）は、河川 98%、湖沼 50%、海域 87%で環境基準を達成しました（令
18 和 2 年度）。

19 環境影響評価については、環境影響評価法の対象事業に加え、静岡県環境影響評価
20 条例により、法対象外の事業についても、環境への影響が懸念される場合には、環境
21 影響評価の対象とすることで、幅広く環境影響評価手続の実施を指導しています。2020
22 （令和 2）年度は、環境影響評価手続に基づき、発電所の建設 3 件と工場等の建設 1
23 件について、環境保全の見地から事業者意見しています。

24 水循環については、近年、発電用水、農業用水、水道水、工業用水の水利使用が時
25 代とともに多様化している中、全国的な傾向として渇水の発生頻度が上昇しています。
26 本県では、主要水源を表流水に依存している天竜川水系、大井川水系でしばしば渇水
27 が発生しており、特に 2018（平成 30）年 12 月末から 2019（令和元）年 5 月にかけて、
28 天竜川水系で 132 日間、大井川水系で 147 日間の長期にわたる節水対策を実施しまし
29 た。

31 <今後の課題>

- 32 ・環境への影響を回避・低減するとともに、住民等の理解を得るため、事業の実施
33 が自然環境や生活環境に及ぼす影響を十分に調査、検討し、環境に配慮した事業
34 の実施を事業者へ促す必要があります。
- 35 ・現在の良好な水環境を維持していくためには、汚水処理施設の整備や環境負荷を
36 低減させる行動等について、県民への普及啓発を行うとともに、生活雑排水による
37 汚濁を低減させるため単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する
38 必要があります。

- ・気候変動に伴う降雨量の変動幅が年々増大しており、ダム貯水量や河川流況の情報把握及びそれらの情報を踏まえたきめ細かな関係利水者間の調整が必要です。
- ・気候変動による涵養量の減少、集中豪雨や渇水に起因する短期的水位変動の影響など、地下水障害が深刻化するリスクに対応し、地下水の保全と持続的な利用を図るため、適切な地下水観測体制の維持が必要です。
- ・懸念される水災害リスクの増大に対応し、水インフラの被害を防止・最小化するため、水道施設の戦略的な維持管理・更新や、広域化等による水道事業の基盤強化が必要です。

○本県における大気汚染に係る環境基準の達成状況

		一般環境大気測定局	自動車排出ガス測定局
		令和2年度	令和2年度
二酸化硫黄 (SO ₂)	有効測定局数	27	1
	達成局数	27	1
	達成率 (%)	100	100
二酸化窒素 (NO ₂)	有効測定局数	43	10
	達成局数	43	10
	達成率 (%)	100	100
一酸化炭素 (CO)	有効測定局数	4	9
	達成局数	4	9
	達成率 (%)	100	100
浮遊粒子状物質 (SPM)	有効測定局数	39	10
	達成局数	39	10
	達成率 (%)	100	100
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	有効測定局数	25	7
	達成局数	25	7
	達成率 (%)	100	100
光化学オキシダント (O _x)	有効測定局数	43	
	達成局数	0	
	達成率 (%)	0	

出典：静岡県生活環境課

○本県における節水対策実施日数 (単位：日)

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
水系					
天竜川	0(0)	44(0)	116(97)	16(16)	0(0)
大井川	35(0)	97(0)	95(0)	52(0)	67(0)

(注) () 内は、第2段階の取水制限（一次節水対策）以上の日

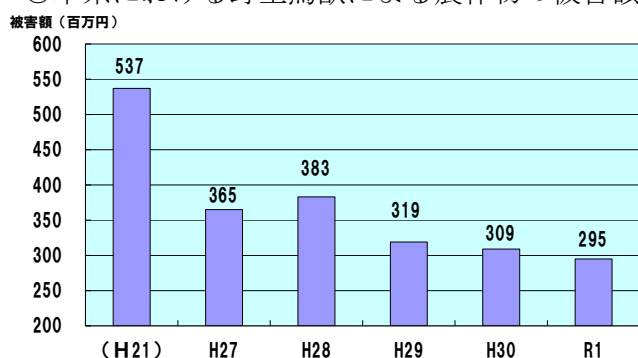
出典：静岡県水利用課

(4) 自然共生社会

本県では、2018（平成30）年に策定した「ふじのくに生物多様性地域戦略」に基づき、本県の生物多様性に関する取組を計画的に推進してきました。本県は、豊かな自然に恵まれ、全国有数の動植物相を誇る地であり、哺乳類では、全国160種のうち51種、鳥類では全国約700種のうち414種、植物では、蘚苔類、藻類、地衣類、菌類を除く全国約7,000種のうち3,419種の生育が確認されています。一方で、有害鳥獣による農林産物への被害金額は2019（令和元）年度で2億9,506万円となっており、ピークであった2009（平成21）年度の約55%に減少しているものの、被害は依然として多い状況にあります。

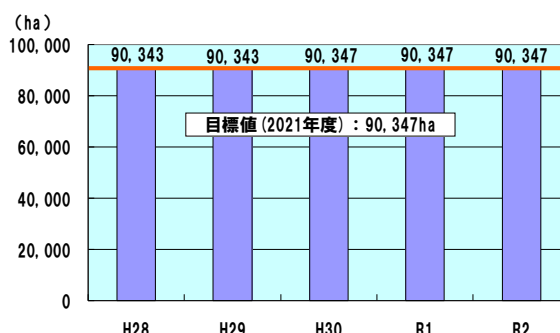
また、県では、自然環境が優れた状態を維持している地域等を自然環境保全地域や自然公園に指定しています。県内の自然環境保全地域・自然公園の指定面積は90,347haとなっており、県土の約11%を占めています。

○本県における野生鳥獣による農作物の被害額



出典：静岡県地域農業課

○自然公園・自然環境保全地域面積



出典：静岡県「令和3年版環境白書」

<今後の課題>

- ・「生物多様性」の概念に対する県民の認知度、重要性に対する理解度の向上を図り、本県の豊かな生物多様性の保全につなげていくため、より一層の普及・啓発が必要です。
- ・ユネスコエコパークに登録されている南アルプスの優れた自然環境の保全の重要性について、県民をはじめ国民から更に理解を得ることが必要です。
- ・富士山登山者（特に初めての登山者、外国人）に登山マナーが十分に浸透しておらず、事前広報を強化することが必要です。また富士山五合目周辺では、生態系を脅かす外来植物の侵入が確認されているため、地域や企業の外来種対策の取り組みを促進することが必要です。
- ・アフターコロナ時代における人々の農山村・森林への意識変化、移住意向者のニーズを的確に捉え、新たな森林空間の活用による観光需要の創出など、森林・農山村の多面的機能の発揮、農山村地域の活性化、持続可能な里山、森づくりを図る必要があります。

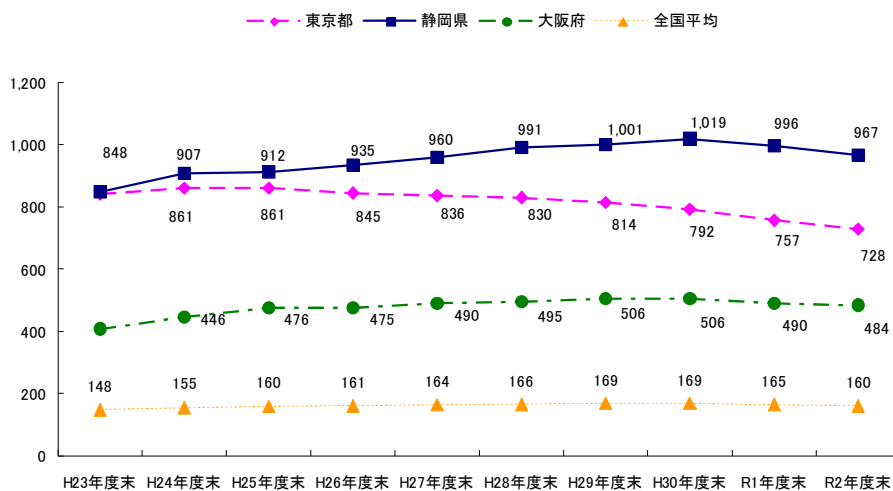
- ・ニホンジカの採食、踏圧等による生態系への影響が顕在化するとともに、農林業被害の深刻化による経営意欲の低下や耕作放棄地の増加の懸念もあり、ICT等の新たな技術の導入による捕獲の推進や捕獲体制の強化が必要です。
- ・生態系のバランス崩壊を招く特定外来生物の適切な防除が必要です。

(5) 全てに共通する施策

本県では、企業の環境保全意識が比較的高く、環境マネジメントシステムの一つであるエコアクション21の認証事業者数が967者（令和2年度末）で、都道府県別で全国1位になっています。また、2019（令和元）年8月には、全国初となる地域ESG金融連絡協議会が発足するなど、県内では環境ビジネスや環境経営に関する機運が高まりつつあります。

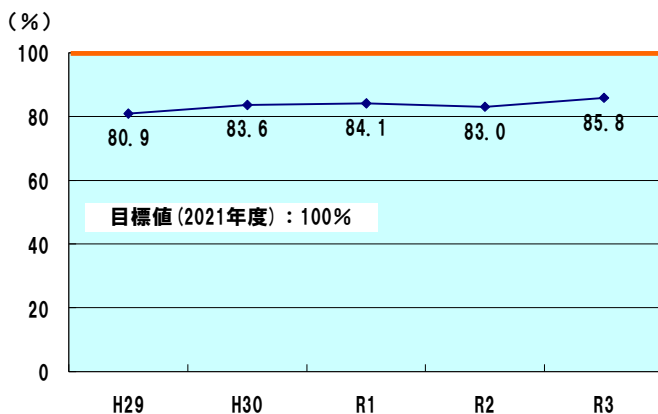
2021（令和3）年度の県政世論調査では、日頃から環境保全活動を実践している県民は85.8%と、多くの県民が日頃から環境保全活動を実践していることがうかがえます。また近年の傾向としても、8割台を維持していることから、家庭や事業所での節電・節水などの身近な環境保全活動が定着しつつあります。

○エコアクション21の認証事業者数の推移（上位都道府県及び全国平均）



出典：静岡県「令和3年版環境白書」

○環境保全活動を実践している県民の割合



出典：静岡県「令和3年版環境白書」

1 <今後の課題>

- 2 ・企業による環境に配慮した事業活動を促進し、環境保全と経済成長を両立させる
3 ため、これまでに醸成した、環境分野への投資が企業価値を高め、成長に繋がる
4 という機運を具体的な取組につなげる必要があります。
- 5 ・県民全体の環境に関する意識をさらに高め、環境保全への行動変容を促すため、
6 本県の環境に関する状況や環境保全活動の取組状況などについて、SNS等を活
7 用し、幅広い世代に効果的かつ、分かりやすい情報発信が必要です。
- 8 ・将来にわたって環境保全を推進できるよう、人材の確保と資質の向上を図るとと
9 もに、若い世代に対する意識啓発、環境教育に重点的に取り組む必要があります。
- 10 ・人や社会、環境に配慮したエシカル消費をはじめとした持続可能なライフスタイル
11 への理解を促進する必要があります。
- 12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26

第3章 目指すべき将来像

地球環境を守り、地域資源を活かし共に支え合う、 「環境と生命の世紀」にふさわしい“ふじのくに”の実現

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄の経済社会システムは、私たちに便利で快適な暮らしをもたらした一方で、地球環境に多大な負荷を与え、地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題の深刻化をもたらしました。

このような中、「環境と生命の世紀」と呼ばれる21世紀では、パリ協定の発効やSDGsの採択など、持続可能な社会の構築に向けた流れが加速しており、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄の経済社会システムを見直していくことが求められています。また、新型コロナウイルスの感染拡大や、急速なデジタル化の進展により、我々のライフスタイルも大きく変化しつつあります。

本県は、温暖な気候や富士山、南アルプスなどの恵み豊かな自然環境に恵まれ、時として荒々しい脅威となる自然に対する畏敬の念を持ち、その恵みを享受し、そこに暮らす生き物の命を大切に守り育み、自然と共生することで、今日の豊かな社会を築いてきました。

持続可能な社会の構築に当たっては、健全で恵み豊かな環境を基盤とし、その上に我々の経済社会活動が成り立っていることを認識し、地球環境を守り、本県の魅力ある地域特性を踏まえ、地域資源を最大限に活用し、健全で恵み豊かな環境を将来世代に引き継いでいくことは私たちの重要な責務です。

こうしたことから、本計画では、『地球環境を守り、地域資源を活かし共に支え合う、「環境と生命の世紀」にふさわしい“ふじのくに”の実現』を目指すべき将来像に掲げ、取組を推進していきます。



第4章 将来像を実現するための取組の方向

1 恵み豊かな地球環境の保全と経済、社会の調和のとれた発展

2015年9月の国連総会において、SDGs（持続可能な開発目標）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。SDGsは、17の目標と169のターゲットを設定し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、環境・経済・社会をめぐる広範な課題について、統合的に取り組むことを掲げています。加えて、環境・経済・社会の3側面の関連性を見ると、環境を基盤とし、その上に、我々の社会活動や経済活動が成り立っていると考えられています。

こうした中、2018年4月に策定された国の第5次環境基本計画では、SDGsの考え方を活用し、複数の課題を統合的に解決していくことが重要であるとしています。そのため、同計画では、相互に関連しあう分野横断的な6つの重点戦略を設定し、環境・経済・社会の諸課題の同時解決を目指すこととしています。

本県では、人口減少・少子高齢化が進行しており、人口は2007年をピークに減少を続け、2060年には239万人になると推計されています。こうした人口減少・少子高齢化は、労働力人口の減少、地域経済の縮小、地域コミュニティの機能低下など、地域社会に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。環境分野においても、農林業の担い手不足は荒廃農地の増加や管理の行き届かない森林の増加につながり、その結果、生物多様性の損失などの深刻な影響を与えています。このように、本県が直面する環境・経済・社会の課題は相互に密接に関係しており、複雑・多様化しています。

こうした複雑・多様化する諸課題の関係性や、SDGsの考え方を踏まえ、今後の環境施策は、環境を保全するだけでなく、環境保全の取組を通じ、地域の経済・社会の諸課題を同時解決するように展開するとともに、県民・事業者・NPO等の多様な主体と連携し、恵み豊かな地球環境の保全と経済、社会の調和のとれた発展を目指していきます。

1 (SDGsの17の目標)

目標	説明
	<p>1. 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>
	<p>2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>
	<p>3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>
	<p>4. 質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、障害学習の機会を促進する。</p>
	<p>5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー（社会的・心理的性別）の平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント（能力強化）を行う。</p>
	<p>6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>
	<p>7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに すべての人々の安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p>
	<p>8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長、すべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい雇用）を促進する。</p>
	<p>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう レジリエント（強靱）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの拡大を図る。</p>

	<p>10. 人や国の不平等をなくそう 国内と国家間の不平等を是正する。</p>
	<p>11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的、安全、レジリエント（強靱）で持続可能な都市と人間居住を実現する。</p>
	<p>12. つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する。</p>
	<p>13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>
	<p>14. 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する。</p>
	<p>15. 陸の豊かさも守ろう 陸上生態系の保護・回復・持続的な利用、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地の劣化の阻止・回復、生物多様性の損失の阻止を促進する。</p>
	<p>16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、すべての人々の司法へのアクセス提供、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度の構築を図る。</p>
	<p>17. パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>

1
2
3
4
5
6

コラム1：SDGs ウェディングケーキモデル

出典：ストックホルムレジリエンスセンター
「How food connects all the SDGs」

SDGs ウェディングケーキモデルは、SDGs を掲げる 17 の目標の関係性を表した概念図です。このモデルでは、17 の目標を「経済」、「社会」、「環境」の 3 つの階層に分類し、「経済」、「社会」、「環境」の 3 つの側面が互いに関連しあっていることを表しています。一番下の階層は「環境」で、その上に「社会」、さらにその上に「経済」が乗っており、「経済」は「社会」に、「社会」は「環境」に支えられていることを表しています。これは、「経済」、「社会」の発展のためには、「環境」の持続可能性が基盤であるということを示しています。



コラム2：恵み豊かな地球環境の保全と経済、社会の調和のとれた発展の具体例 (1) 地域資源の活用による多様な自立・分散型エネルギーの導入拡大

地域資源の活用による多様な自立・分散型エネルギーの導入拡大は、温室効果ガスの排出抑制につながるとともに、エネルギーの地産地消により、エネルギー代金の域外流出が抑制され、域内経済循環の構築にもつながります。また、エネルギー関連産業への参入が促進されることにより、地域経済の成長も期待されます。加えて、地震等の大規模災害などの緊急時に大規模電源などからの供給に困難が生じた場合でも、地域において一定のエネルギー供給を確保することに貢献します。



1
2 **コラム3：恵み豊かな地球環境の保全と経済、社会の調和のとれた発展の具体例**
3 **(2) 世界農業遺産「静岡の茶草場農法」**

4 茶草場農法とは、掛川市、菊川市、島田市、牧之原市、川根本町の4市1町で、本
5 県の特産品である茶の栽培において伝統的に受け継がれてきた農法です。茶園の周り
6 に点在する茶草場と呼ばれる草地から、秋から冬にかけて草を刈り取り、乾燥させ、
7 茶園の畝間に敷くことにより、土壌が膨軟となり、茶の味や香りが良くなるといわれ、
8 高品質な茶の生産につながっています。また茶草場では、300種類以上の動植物（う
9 ち絶滅危惧種9種）が確認され、茶草場を維持管理することにより生物多様性が保全
10 されています。茶草場と茶園が伝統的な美しい景観を形成し、茶草場ツーリズムなど
11 の取組が生まれるなど、地域の魅力向上にも寄与しています。

12 こうした高品質な茶の生産と生物多様性の保全がバランスよく両立された価値の高い
13 農業システムとして、2013（平成25）年に世界農業遺産として認定されました。



2 資源が循環する自立・分散型の地域を形成し、他地域と地域資源を補完しつつ、支え合う「地域循環共生圏」の創造

本県は富士山、南アルプスなどの豊かな自然環境や歴史・文化・産業集積等の魅力ある地域資源を多数有しています。これらの地域資源を最大限に活用し、各地域が機能分担・補完・連携することにより、世界に誇れる特色ある魅力を備えた地域づくりに取り組んできました。

今後は、従来 of 取組に加え、1で示した「恵み豊かな地球環境の保全と経済、社会の調和のとれた発展」により、環境・経済・社会の3側面が調和し、持続可能な地域づくりを進めていくという考え方が重要です。この考え方は、国の第5次環境基本計画で示された地域循環共生圏の考え方とも一致するものです。

例えば、再生可能エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーの導入により、脱炭素に寄与することはもちろんのこと、域外への資金流出の抑制による地域内での経済循環の促進や防災・減災への寄与も期待されます。

こうした考え方のもと、本計画では環境施策の大綱であるという性質を踏まえ、環境施策の観点から、伊豆半島地域、東部地域、中部地域、西部地域のそれぞれの地域特性を生かしながら、持続可能な地域づくりに向けた施策を展開していきます。

コラム4：地域循環共生圏とは…

国の第5次環境基本計画では、各地域がその特性を活用した強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域と共生・対流し、より広域的なネットワーク（自然的つながりや経済的つながり）を構築する「地域循環共生圏」という地域づくりの考え方が示されました。



1
2 **コラム5：“ふじのくに”のフロンティアを拓く**
3 **～防災減災×地域成長×多彩なライフスタイル創生モデル～**
4

5 “ふじのくに”のフロンティアを拓く取組は、東日本大震災の教訓と新東名高速道路
6 の静岡県区間開通を契機として、県内全域を対象に2013（平成25）年度から3期15
7 年を構想期間として開始した、防災・減災と地域成長の両立を目指す段階的な地域づく
8 りの取組です。これまで、各地域の拠点となる「推進区域」、推進区域等の拠点間の機
9 能を連携することで、地域の魅力を更に高める「推進エリア」の取組が進んでいます。

10 こうした中、コロナ禍により社会経済を取り巻く環境が一変するとともに、地球規模
11 の気候変動危機も深刻化しました。特に、脱炭素については、環境・エネルギー分野に
12 とどまらず、国際的な産業競争力にも関わる重大な課題となっています。

13 これらの大きな変化や課題に迅速・的確に対応していくため、“ふじのくに”のフロ
14 ンティアを拓く取組では、脱炭素やSDGsを新たな取組の視点に加え、2022（令和4）
15 年度から、自然的・社会的条件から一体性を有する県内4地域をそれぞれ圏域として、
16 地域特性を活用した「地域循環共生圏」の形成を推し進めていきます。また、4つの圏
17 域を貫くコンセプトを「スーパー・ランドスケープリージョン（絶景美の交流圏）」と
18 し、乱開発を防ぎ、環境と経済の調和した「地域循環共生圏」の形成を目指していきま
19 す。

